

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

国において、平成12年度より展開されてきた国民健康づくり運動「健康日本21」は、壮年期死亡の減少、健康寿命*の延伸、生活の質の向上を目的として、健康を増進し発症を予防する「一次予防」を重視した取り組みが推進されてきました。

平成25年度から令和4年度までの健康日本21(第二次)では、急速な高齢化や生活習慣の変化により、生活習慣病に係る国民医療費に占める割合が約3割となる中で、ますます病気や介護の負担は上昇し、疾病による負担が極めて大きな社会になると捉え、引き続き、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や重症化予防を重視した取り組みを推進するとされました。令和6年度から令和17年度までの健康日本21(第三次)では少子化・高齢化を伴った人口の減少、独居世帯の増加、多様な働き方の広まり、デジタルトランスフォーメーション(DX)の加速や新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応の進展等の社会変化が予測されています。これらを踏まえ、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向けて誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性を持つ取組の推進を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図ることを方針とされました。

小松島市では、平成14年3月に健康増進計画「健康こまつしま21」を策定し、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に取り組んでまいりました。健康増進に重要な「食」については、平成22年11月に「小松島市食育推進計画」を策定し、食育の推進に取り組んでまいりました。また、自殺対策については、平成31年3月に、「小松島市自殺対策計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進してまいりました。

この度、「健康こまつしま21第2次計画」「第2次食育推進計画」「小松島市自殺対策計画」の計画期間が令和5年度終了となることから、これまでの取り組みの進捗状況を評価し、さらに本市の健康づくりの取り組みを推進するため関連する3つの計画を章立てした健康こまつしま21第3次計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

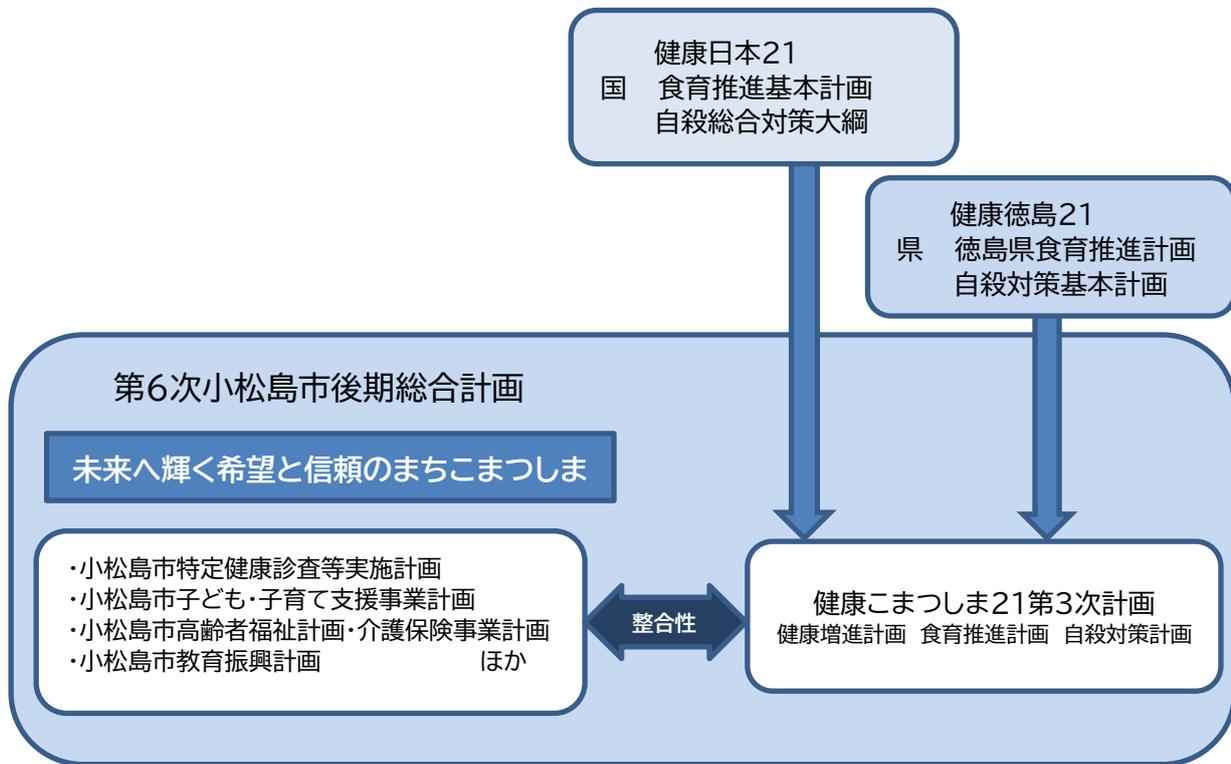
表1-1 計画の法的位置づけ

	健康増進計画	食育推進計画	自殺対策計画
根拠法	健康増進法 第8条第2項	食育基本法 第18条	自殺対策基本法 第13条第2項
内容	基本方針、都道府県健康増進計画を勘案して住民の健康増進の推進に関する施策についての計画	食育推進計画、都道府県食育推進計画を基本として当該市町村の区域内における施策についての計画	自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して当該市町村の区域内における自殺対策についての計画

(2)各計画との位置づけ

この計画は、「小松島市第6次総合計画後期基本計画」を上位目標とし、関連する計画と整合性を図りながら推進します。

図1-1 各計画との位置づけ



3. 計画の期間

この計画は令和6年度から令和17年度までの12年間とします。なお、令和16年度を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取り組みに反映します。

図1-2 計画の期間

2002年 H14年度	2010年 H22年度	2013年 H25年度	2014年 H26年度	2016年 H28年度	2017年 H29年度	2019年 H31年度	2023年 R5年度	2024年 R6年度	2035年 R17年度
健康こまつしま21 健康増進計画		健康こまつしま21 第2次計画 健康増進計画			第2次小松島市 食育推進計画		健康こまつしま21 第3次計画		
小松島市食育推進計画		小松島市 自殺対策計画							

* (アスタリスク) がついた用語については、資料編に「用語説明」があります。

4. 計画の基本的な方向

表1-2 計画の基本的な方向

計画名		基本目標	基本方針
健康こまつしま21第3次計画	健康増進計画	健康寿命の延伸	生活習慣病の発症予防と重症化予防
			市民が自ら健康づくりに取り組む
	食育推進計画	みんなでつくる 心とからだに おいしいごはん	健康寿命の延伸につながる食育
			多様な暮らしに対応した食育
			持続可能な食を支える食育
	自殺対策計画	心身ともに 健やかで ひとりひとりの 「いのち」が輝く まち 小松島	市民への啓発と周知
			自殺対策を支える人材育成
			相談支援体制の充実 (生きることの包括的支援)
			地域におけるネットワークの強化
			SOSの出し方に関する教育